

法人会

消費税期限内納付

推進運動

省資源・環境保護に努めましょう！

○この冊子は再生紙を使用しています。

○ホッチキスは不燃物のため、製本に使用していません。

豊田法人会だより

平成18年当時



豊田市駅前通り再開発事業

▶完成予定

平成29年秋

※写真はイメージです。

平成28年度

P2~

税制改正要望事項

平成27年分

P7~

年末調整説明会



マイナンバー、
導入準備は
進んでいますか？

P16~

経営は、真剣勝負。

法人会で、税の知識とネットワークを。

<http://www.toyotahojinkai.or.jp>



New

法人会ポスターが 新しくなりました。

法人会では会員の皆さまに、より有意義な団体であるために認知度アップと会員数の拡大に努めてまいります。

目次 CONTENTS

法人会全国大会 徳島大会	1
平成28年度税制改正要望	2
平成28年度税制改正に関する提言	6
平成27年度年末調整説明会	7
女性部会活動報告(2015豊田産業フェスタ)	8
青年部会活動報告	10
豊田市美術館 催しのご案内	11
支部紹介(豊田中支部)	12
警察署からのお知らせ	14
税務署からのお知らせ	15
e-Tax	
マイナンバー	
贈与税に関すること	
豊田法人会行事予定	20
豊田法人会新会員の紹介	21
登記事項等異動連絡票	21

第32回 徳島大会 法人会 全国大会

税制改正要望大会

平成27年**10月8日(木)**

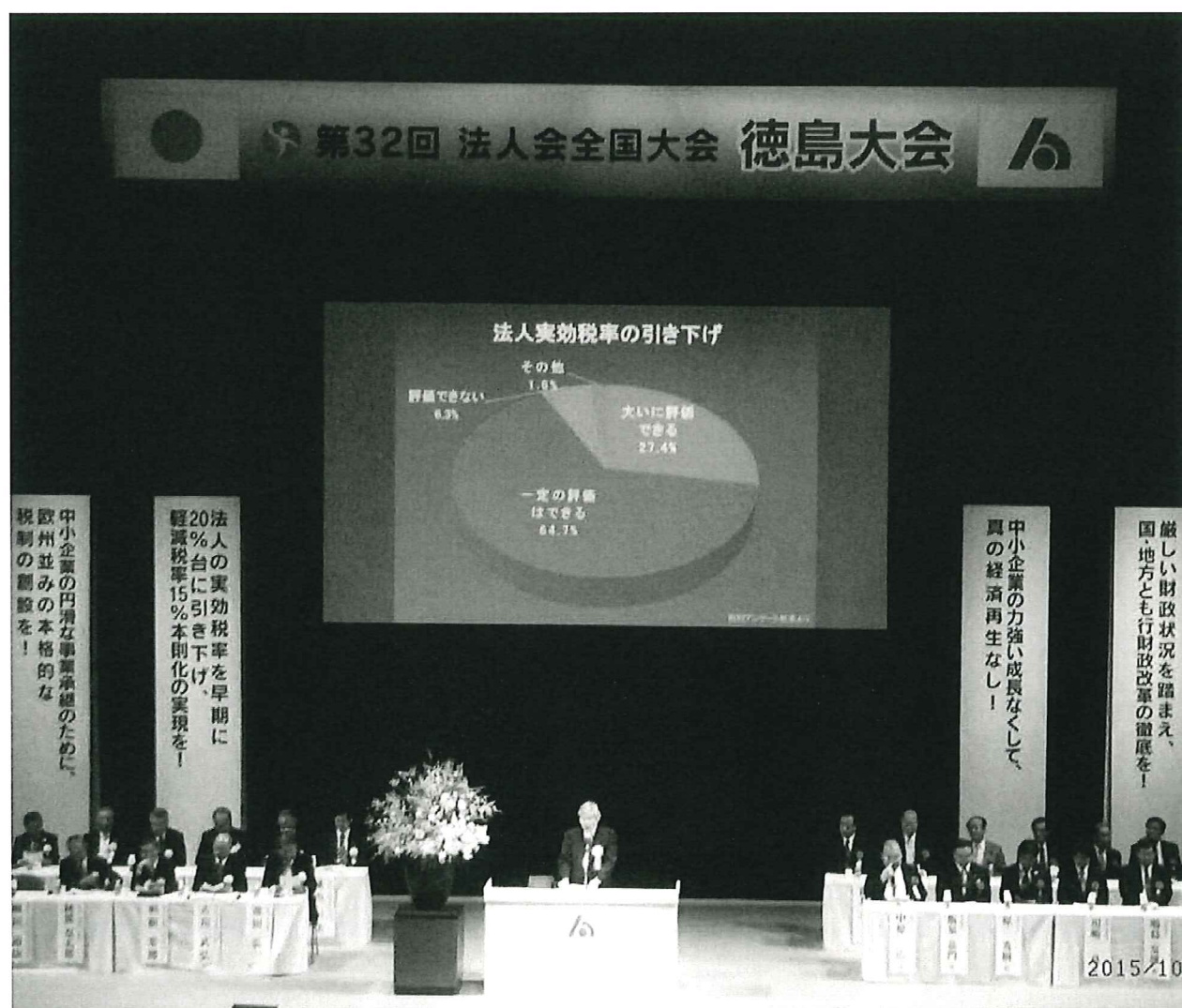
徳島県立産業観光交流センター
(アスティとくしま)

平成28年度の法人会全国大会が、去る10月8日(木)全国から関係者が多数出席する中、徳島県で開催されました。

第1部では、「日本の山里に、こんな仕事・移住企業もありますよ ～地方創生の独創的ビジネスモデル～」というテーマでパネルディスカッションが行われました。

続いて第2部の式典では、全国法人会連合会 池田弘一会長の挨拶、及びご来賓の皆様方からご祝辞を頂戴しました。

その後、「平成28年度税制改正に関する提言」の趣旨説明等がありました。提言事項の要約は次ページ以降です。



平成28年度 税制改正要望事項／税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1 財政健全化に向けて

▷財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳出・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。

- (1) 財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- (2) 消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2 社会保障制度に対する基本的考え方

▷持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。

- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3 行政改革の徹底

▷消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず塊より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4 消費税引き上げに伴う対応措置

▷消費税率10%への引き上げにあたっては、行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。

- (1) 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率で現行の「請求書等保存方式」であれば十分対応できるものとするので、導入の必要はない。
- (2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
- (3) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5 マイナンバー制度について

▷国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。

▷マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めている。

6 今後の税制改革のあり方

▷今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出 ②少子高齢化や人口減少社会の急進展 ③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化 ④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1 法人実効税率20%台の早期実現

▷アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。

▷税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

- (1) 我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。
- (2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

平成28年度 税制改正要望事項／税制改正に関する提言(要約)

③ 事業承継税制の拡充

▷我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

- ① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
- ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- ③ 対象会社規模を拡大する。

(2) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

Ⅲ. 地方のあり方

▷地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。

▷我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

▷今年は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
2. 交際費課税の適用期限延長

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等割
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

○地価の動向は、全国ベースでは依然として下落が続いているが、一方で三大都市圏では上昇に転じる傾向にある。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、納税者に対して分かり易い説明をすることが求められる。

2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

平成28年度 税制改正に関する提言

提言手交

平成28年度税制改正に関する提言を当会小椋邦彦税制委員長が次の方々に手交しました。



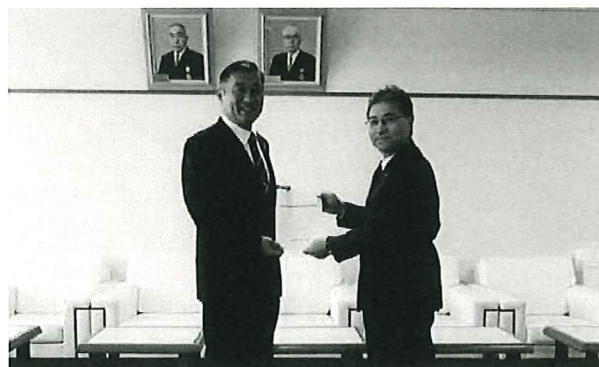
衆議院議員 古本伸一郎 氏 (写真は代理者)



衆議院議員 八木哲也 氏 (写真は代理者)



豊田市長 太田稔彦 氏



みよし市長 小野田賢治 氏



豊田市
議会議員 神谷和利 氏 (写真は日恵野 副議長)



みよし市
議会議員 近藤鋼男 氏

平成27年分の

年末調整等説明会

豊田税務署から
ご案内

本年も年末調整の時期が近づいてまいりました。つきましては、年末調整等の具体的な事務手続きなどについて、下記の日程で説明会を開催しますのでご案内申し上げます。

なお、ご出席の際には、11月上旬に郵送でお届けする「**年末調整のしかた**」、「**給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き**」をご持参願います。

日程表

開催月日	開催時間	開催場所	対象者
11月17日(火)	13:30~15:30	みよし市役所 3階研修室 みよし市三好町小坂50	みよし市の方
11月19日(木)	10:00~12:00	豊田市民文化会館 (小ホール) 豊田市小坂町12-100	豊田市の方で住所地 町名の頭文字が 「あ」から「た」の方
	14:00~16:00		豊田市の方で住所地 町名の頭文字が 「ち」から「わ」の方

- ご都合の悪い場合は、他の税務署が開催する会場にもご出席いただけます。
- 他の税務署が開催する日程等については、国税庁ホームページ名古屋国税局コーナー【www.nta.go.jp/nagoya/index.htm】でご確認いただくことができます。

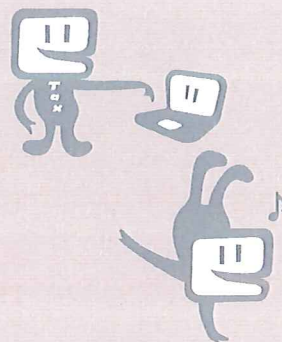
年末調整は...

きっちり確認!

しっかり控除!

にっこり家族!

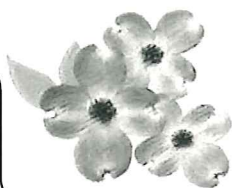
年末調整では、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、保険料控除などの控除が受けられますので、扶養控除等申告書などを提出して、これらの控除を正しく受けてください。



ご不明な点は豊田税務署 源泉所得税担当までお問い合わせください
TEL 0565-35-7779 (直通)

女性部会

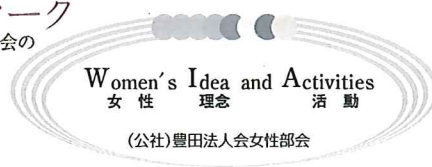
活動報告



花水木
女性部会の花

シンボルマーク

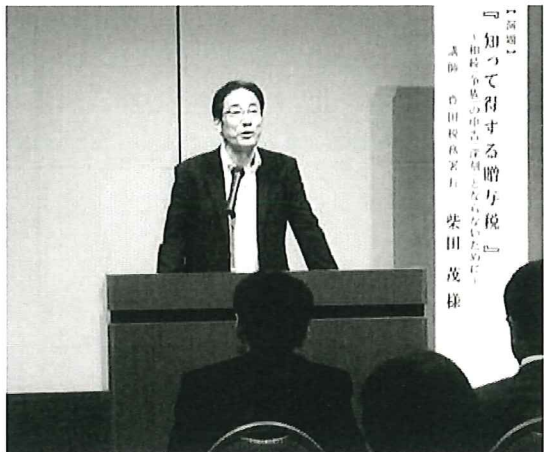
このマークは、女性部会の
8ブロックの強い絆を
表現しています。



(公社)豊田法人会女性部会

平成27年8月24日

サマー講座が 開催されました。



一部は7月に着任されました柴田税務署長様による「知って得する贈与税」～相続(争族)の申告(深刻)とならないために～と題する講話をしていただきました。

相続、贈与、申告、避けては通れないわたくしたちの義務であります。身にせまりつつある事だけに署長様のお話は勉強になりました。

二部はフラダンスショーです。先生と6年生の女の子3名で踊って頂きました。テンポの早い曲(元気に)、流れるような曲(美しく)どれも素敵でした。身体全体に表現されたダンス、お食事後の楽しいショータイムでした。

平成27年9月26日・27日

社会貢献活動

とよた産業フェスタ2015 呈茶募金を開催



女性部会では親会、青年部会の皆様の協力を得まして、今年も産業フェスタで呈茶活動をいたしました。

2日間で来場者数1500名、子供さんの中には、昨年ここでお抹茶を頂いてから茶道を習い始めましたとの事、うれしい便りも聞けました。

皆さまの協力あってのお茶会です。

親会、青年部会の皆様、慣れないお茶会にご協力頂きまして誠にありがとうございました。

(※会場の様子は次ページをご覧ください。)

とよた産業フェスタに出展!!

社会貢献活動

9月26日・27日の2日間にわたり、女性部会主催で「呈茶募金」を開催しました。例年同様に大変好評をいただき、来場者数は2日間で総数1,500人という嬉しい結果となりました。

集まりました皆さまの善意のお金は社会貢献活動の一環として、今回も車いすを寄付させていただきます。

また、ご協力いただいた会員のみなさまに心より感謝申し上げます。

出展報告!!

〈来場者数〉
1,500人!!



青年部会

活動
報告

青年部会は「税法、経理、経営」の相互研究や会員相互の啓発・親睦を目的としています。次代を担う若手経営者、中堅幹部社員のみなさん、我々と共に新しい未来に向けて研鑽しましょう。

**新入会員
募集中!**

《年会費》3,000円
《会員資格》
豊田法人会員である法人に属した50歳以下の人

●詳しくは法人会事務局まで!

講演会を
開催!!

日時／8月26日(水)
16:00～17:30
会場／豊田商工会議所 2F

リニア開通で モノづくり都市 豊田は どう変わる!

《講師》

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部名古屋本部 副本部長

加藤義人氏

リニア開通により、人・お金の動きなど大きな経済効果が予想されます。開通によって「今後、豊田がどのような動きを取って行くか。」をテーマに講演会を開催いたしました。



とよた産業フェスタ2015 (9月26・27日)

呈茶募金に参加!! 女性部会主催の社会貢献活動「呈茶募金」に青年部会も参加させていただきました。





＜海を見る一微笑む女＞(部分)2011年、ビデオインスタレーション
©Sophie Calle/ADAGP, Paris, 2015

2015年10月10日[土]ー12月6日[日]
Oct.10 [Sat] -Dec.6 [Sun], 2015

ソフィ・カル——最後のとき／最初のとき

写真と言葉を組み合わせた物語性の高い作品で知られるフランスの現代美術家、ソフィ・カル(1953年、パリ生まれ)。彼女は、ロンドンのテートギャラリーやパリのボンビドーセンターをはじめとする各国の主要美術館での個展開催、第52回ヴェネツィアビエンナーレ(2007年)への参加など、世界で最も注目されているアーティストの一人です。執拗な好奇心に導かれた驚くべき制作プロセスによってうみだされるカル作品は、常に観るものの感情を強く揺さぶります。自身や他者のきわめて個人的で親密な体験を主題にするカル作品ですが、そこに提示されるのは、アイデンティティ、コミュニケーション、記憶、知覚といった誰もが日常のなかで向き合う普遍的なテーマといえます。生と芸術表現とのあいだに新たな関係を樹立しようとするカルの試み、それは、わたしたちの現実のさまざまな場面において、思いもよらない視点をもたらしてくれることでしょう。

豊田市美術館では、2003年にカルの個展を開催し、その虚実入り混じるドラマチックな作品は鑑賞者に強い衝撃を与えました。同展から12年を経た今回は、カルが長年にわたって探求してきた視覚や認識に関する一連の作品を、豊田市美術館の空間にあわせて構成します。生まれつき目の見えない人々に、「美のイメージとは何か」と問いかける、カルの代表作＜盲目の人々＞(1989年)を一堂に展示するとともに、人生の途中で視力を失った人々にインタビューした＜最後に見たもの＞(2010年)、生まれて初めて海を見る人々の表情をとらえた映像作品＜海を見る＞(2011年)を紹介する3部構成で、「見ることは何か」を静かに問いかけます。

会 期：2015年 10月10日[土]ー12月6日[日]
休 館 日：月曜日(10月12日、11月23日は開館)
開館時間：午前10時ー午後5時30分(入場は午後5時まで)
主 催：豊田市美術館
協 力：ギャラリー小柳、原美術館
観 覧 料：一般800円[700円]/高校・大学生500円[400円]

※豊田市美術館20周年を記念して、11月14日(土)、15日(日)は全館観覧無料となります。

For the Last and First Time

SOPHIE CALLE



Toyota
Municipal
Museum
of Art
豊田市美術館

豊田中支部紹介



支部長
田中久勝
クリーンスタジオ(株)

支部の紹介

豊田法人会豊田中支部は、小坂、下町北、下町南、西山梅坪の4つの地区をまとめた支部となっており、511名の会員がおります(平成27年9月末現在)。

支部の活動としては、企業施設等見学会の実施や地域社会貢献活動に取り組んでおります。

昨年は企業施設見学会として「豊橋本多電子(無限の可能性を持つ超音波の専門メーカー)」と「浜松OMソーラー(自然と共生する健康住宅)」の2社へ行って来ました。

また、地域社会貢献活動としては、昨年度は「矢作川河川敷の荒廃した竹藪の伐採活動への支援(NPO法人矢作川森林塾への自走式草刈機購入のための一部援助)」を行いました。本年度は、街頭青パト補導活動支援として、豊田少年補導委員会のパトロール車のワッペン購入の支援を行っています。

中支部は、工業地帯ではなく観光地でもなく、商店、ホテルが立ち並ぶ地域です。新しい都市計画が進められて活性化し、人々がより喜んで集まってくれれば良いと思っています。駅前中心の地区が「喜びのつどいの場所」になってくれれば嬉しいと考えています。

豊田中支部主催のイベントではありませんが、毎年好評の駅前のイルミネーション事業が、今年は映画「星の王子さま」とのコラボ企画です。皆さまに楽しんでいただけるイルミネーションが実施される計画です。ぜひ皆様も見て楽しんでいただきたいと思います。

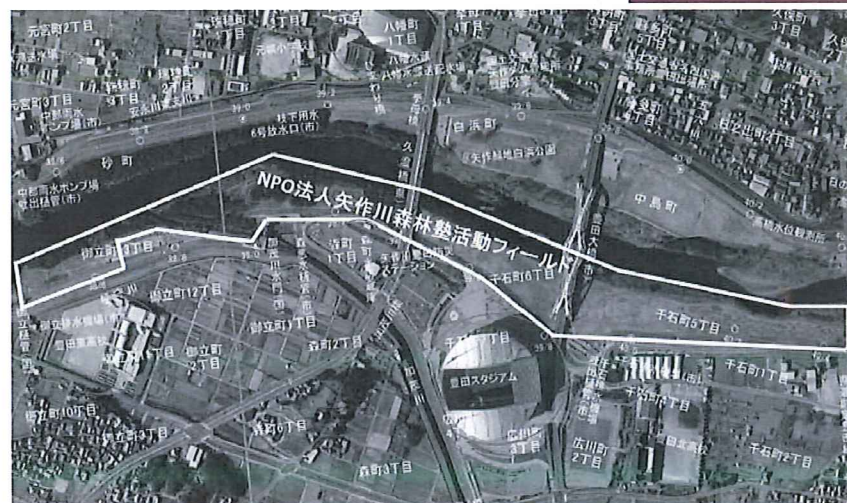
豊田中支部の社会貢献事業

NPO法人 矢作川森林塾への支援

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)
矢作川河川敷の竹林・雑草等を整備し、自然環境と風景を改善する活動への支援をしました。



購入した自走式草刈機



【参考】NPO法人 矢作川森林塾の活動概要

- 約8年をかけ、豊田スタジアム前の約2kmの荒廃した竹藪の竹、約10万本の伐採をし、雑木が復活。伐採跡には自然に生えてくる実生の木を主体とした、市民が自然に溶け込んで共生できる都市林を作っている。
- 活動は、毎週土曜日の朝7時(夏季は6時30分)から、2.5時間行っており、毎回約25名の会員がボランティアで参加。

街頭青パト補導活動への支援

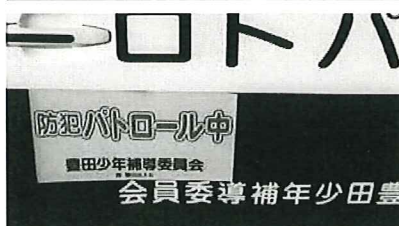
(平成27年4月1日～平成27年6月30日)

豊田少年補導委員会のパトロール車「よすが号」のワッペン購入しました。

【参考】警察ボランティア

豊田少年補導委員会の活動概要

- 警察署長から委嘱された少年補導員の方々が、次代を担う少年達を心身ともに健やかに育成する事は社会の大人に課せられた責務であるという認識のもと、少年補導の活動を実施。
- 豊田少年補導委員会では、パトロール車として「よすが号」I号・II号の2台で地域毎に運行計画を立て、犯罪防止、非行防止、防犯補導、交通安全等広報パトロールを実施。



豊田市駅周辺

イルミネーションストーリー in とよた

平成27年11月14日(土)～平成28年1月10日(日)

点灯時間／17:00～23:00

豊田市駅周辺で毎年好評の駅前のイルミネーションが11月14日から始まります。

今年は映画「星の王子さま」とのコラボ企画です。
ぜひ皆様に見に来て楽しんでいただきたいと思います。
い、ご紹介いたします。



コモスクエア前 通り



豊田市駅西口 ペDESTロリアンデッキ



豊田市駅東口 ロータリー

※写真は昨年の様子。



豊田警察署生活安全課からの

お知らせ

お店、事務所、備品を守りましょう!

豊田警察署管内では、 侵入盗の被害が

激増中!!

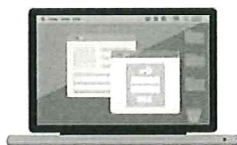
豊田警察署管内では、
全体の犯罪発生件数が昨年より減少しているにも関わらず、
侵入盗被害は約1.7倍も増加しています!



出店荒し、事務所荒しに注意!

深夜お店や事務所が閉まっている時間帯に狙われます。
現金を置いておかなければ大丈夫だと思いませんか?
被害品は現金ばかりでなく、

- ▷電化製品 ▷工具
 - ▷展示商品 ▷食料品や衣料品
- なども多数狙われています!



侵入方法は、
〈ガラス割り〉
〈出入口ドアこじ破り〉
が圧倒的に多いです!
窓、ドア対策をしっかりと!

被害に遭わないために…

- ドアや窓に補助錠を設置する。
- 施錠しているからと安心せず、商品も鍵のかかる倉庫や金庫に保管する。
- ドアの開放に反応する警報機を設置する。

油断しないことが大切です!

非常事態宣言!

バッテリー盗難急増中!!



豊田警察署管内では、9月、10月中に、トラックやユンボ、油圧ショベルなどから
バッテリーを盗まれる、部品ねらいの被害が急増しています!
狙われるのはナンバープレートやカーナビばかりではありません!!

被害に遭わないために…

- 駐車場を明るくする。
- 泥棒が作業しにくいように、車同士を隙間なく駐車する。
- 振動などで反応する警報機を車に設置する。
- バッテリー用の盗難防止ネジを設置する。

などの工夫をして、
会社の車も守りましょう!

豊田税務署からの お知らせ

平成27年10月から



マイナンバーが国民のみなさまのもとに！

導入準備は進んでいますか？

マイナンバー導入チェックリスト

☆ マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

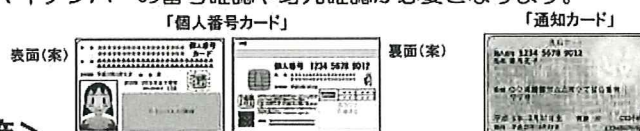
従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。 ☒

＜担当者の明確化と番号の取得＞

- ☐ マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- ☐ マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- ☐ マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。

※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。



＜マイナンバーの管理・保管＞

- ☐ マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- ☐ パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- ☐ 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

＜従業員の皆さんへの確認事項＞

- ☐ 右面を掲示版に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

ご不明な点は マイナンバーのコールセンター
0570-20-0178 へ

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※ 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

 **内閣府**
Cabinet Office, Government of Japan
(平成27年5月作成)

マイナンバー制度、はじまります。



愛称：マイナちゃん



平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします。

- ・ マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- ・ 平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・ マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

行政手続が、早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- ・ 社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・ 正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・ 事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・ 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は で検索。又は ^{マイナンバー}0570-20-0178へお問い合わせください。

(受付時間)土日祝日、年末年始を除く9:30～17:30

豊田税務署からの お知らせ

住宅取得の
際の贈与税の特例
について知りたい
のですが



住宅取得の際の贈与税の特例

父母や祖父母など直系尊属から住宅取得のための資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たす場合には、①住宅取得等資金の非課税と②相続時精算課税選択の特例の適用を受けることができます。なお①及び②は重複して適用を受けることができます。

住宅取得等資金の非課税

平成27年1月1日から平成31年6月30日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、次の1又は2の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります(以下この制度を「新非課税制度」といいます)。

なお、2の表の非課税限度額が適用されるのは、住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等(以下「新築等」といいます。)に係る契約の締結日が平成28年10月1日から平成31年6月30日までの間で、かつ、住宅用の家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%であるときに限られます。

注:平成26年以前に住宅取得等資金の非課税の適用を受けた方は、この非課税の適用を受けることはできません。

1 2以外の場合の非課税限度額

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年 1月1日から平成29年9月30日まで	1,200万円	700万円
平成29年10月1日から平成30年9月30日まで	1,000万円	500万円
平成30年10月1日から平成31年6月30日まで	800万円	300万円

注1:省エネ等住宅とは、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋をいいます。

注2:住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができるのは、平成31年6月30日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結している場合に限りです。

2 消費税等の税率が10%である場合の非課税限度額

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成28年10月1日から平成29年9月30日まで	3,000万円	2,500万円
平成29年10月1日から平成30年9月30日まで	1,500万円	1,000万円
平成30年10月1日から平成31年6月30日まで	1,200万円	700万円

〈非課税限度額〉

受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初に新非課税制度の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。また、既に新非課税制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、上記2の表における非課税限度額は、平成28年9月30日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結し、既に新非課税制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合でも、その金額を控除する必要はありません。

なお、平成28年10月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して新非課税制度の適用を受ける場合の受贈者ごとの非課税限度額は、上記1及び2の表の金額のうちいずれか多い金額となります。

〈非課税適用者の主な要件〉

- イ 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、その年の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること
- ロ 受贈者は贈与を受けた時に贈与者の直系卑属であること
- ハ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その金銭の全部を〈特例の対象となる贈与の要件〉を満たす住宅(その敷地の用に供される土地等を含みます。)の新築若しくは取得の対価又は増改築等の費用に充てること
- ニ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その住宅に居住しているか、又は居住することが確実であると見込まれること

〈特例の対象となる贈与の要件〉

- イ 住宅の新築の対価に充てられるために受ける金銭の贈与
- ロ 建売住宅又は建築後20年以内(マンション等の耐火建築物の場合は建築後25年以内)の中古住宅若しくは地震に対する安全性に係る一定の基準に適合する中古住宅の取得の対価に充てられるために受ける金銭の贈与
- ハ 居住の用に供している住宅の増改築等(一定の修繕又は模様替に該当するものに限りです。)の費用(100万円以上であるものに限りです。)に充てられるために受ける金銭の贈与

注1:イ～ハの住宅は日本国内にあり、かつ、床面積(増改築等の場合は増改築後の床面積)が、50㎡以上240㎡以下であることが必要となります。

注2:イの金銭には住宅の新築とともに取得するその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行して取得するその敷地の用に供されることとなる土地等の取得の対価に充てられるために受ける金銭を含みます。

注3:ロ及びハの金銭にはこれらの住宅の取得又は増改築とともに取得するその敷地の用に供される土地等の取得の対価に充てられるための金銭を含みます。

注4:ロ以外の中古住宅を取得した場合であっても、その中古住宅に耐震改修を行い、地震に対する安全性に係る一定の基準に適合されるなど一定の要件を満たすときは、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができます。この場合、耐震改修を行うことについての申請などの手続(中古住宅の取得前に手続きを行う必要があります。)や耐震基準に適合することについての証明が必要となります。詳しくは税務署にお尋ねください。

〈手続〉

贈与税の申告期間内に、贈与税の申告書に「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける旨を記載するとともに、受贈者の戸籍謄本、住民票の写し、登記事項証明書(原本)などの一定の書類を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出しなければなりません。

注:省エネ等住宅に該当する場合には、上記に加え、住宅性能証明書などの証明書が必要となります。

相続時精算課税選択の特例

- 平成27年中に住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合には、次の要件などを満たせば、贈与者(祖父母及び父母)が60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

〈相続時精算課税選択の特例適用者の主な要件〉

- イ 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、贈与者の推定相続人である子(子が亡くなっているときは孫)及び孫
- ロ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その金銭の全部を(特例の対象となる贈与の要件)を満たす住宅(その敷地の用に供される土地等を含みます。)の新築若しくは取得の対価又は増改築等の費用に充てること
- ハ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その住宅に居住しているか、又は居住することが確実に見込まれること

〈特例の対象となる贈与の要件〉

- 「住宅取得等資金の非課税」の(特例の対象となる贈与の要件)イ、ロ、ハ(注書を含みます。)に該当する必要があります。
- ただし、「住宅取得等資金の非課税」の(特例の対象となる贈与の要件)注1の家屋の床面積(増改築等の場合は増改築後の面積)については、50㎡以上であることが要件となります。

〈手続〉

贈与税の申告期間内に、贈与税の申告書に「相続時精算課税の選択の特例」の適用を受ける旨を記載するとともに、相続時精算課税選択届出書、住民票の写し、登記事項証明書(原本)などの一定の書類を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出しなければなりません。

教育資金などの
一括贈与の非課税とは
どのような
制度ですか。



贈与税の非課税

教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合、一定の金額は非課税となります。

祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

- 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の孫などが、教育資金に充てるため、金融機関等との教育資金管理契約に基づき、祖父母など(直系尊属)から信託受益権を付与された場合や金銭等の贈与を受けて銀行等に預入をした場合などには、孫などごとにそれらの信託受益権や金銭等の価額のうち1,500万円までが非課税となります。
 - 孫などが30歳に達した場合などには、教育資金管理契約は終了し、非課税とされた金額から教育資金として支出した金額(学校等以外の者に支払う金銭については500万円を限度とします。)を控除した残額がある場合には、その残額について教育資金管理契約の終了の日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。
 - この非課税の適用を受けるためには、教育資金管理契約の際に「教育資金非課税申告書」を金融機関等を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。また、金融機関等から金銭等の払出し及び教育資金の支払を行った場合には、教育資金の支払に充てた領収書などを一定の期限までに金融機関等へ提出する必要があります。
- 注:教育資金及び学校等の範囲に関する情報については、文部科学省ホームページ(www.mext.go.jp)に掲載されています。

祖父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

- 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の孫などが、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との結婚・子育て資金管理契約に基づき、祖父母など(直系尊属)から信託受益権を付与された場合や金銭等の贈与を受けて銀行等に預け入れをした場合などには、孫などごとにそれらの信託受益権や金銭等の価額のうち1,000万円までが非課税となります。
- 結婚・子育て資金管理契約期間中に結婚・子育て資金の贈与をした者が死亡した場合には、死亡日における非課税とされた金額から結婚・子育て資金として支出した金額(結婚に際して支払う金銭については300万円を限度とします。)を控除した残額(管理残額といいます。)を、その贈与した者から相続等により取得したこととされ、相続税の申告が必要となる場合があります。
- また、贈与をした者が死亡した旨の金融機関等への届出が必要です。
- 孫などが50歳に達した場合などには、結婚・子育て資金管理契約は終了し、非課税とされた金額から結婚・子育て資金として支出した金額を控除(管理残額がある場合には、管理残額も控除します。)した残額がある場合には、その残額については結婚・子育て資金管理契約の終了の日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。
- この非課税の適用を受けるためには、結婚・子育て資金管理契約の際に「結婚・子育て資金非課税申告書」を金融機関等を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。また、金融機関等から金銭等の払出し及び結婚・子育て資金の支払を行った場合には、結婚・子育て資金の支払に充てた領収書などを一定の期限までに金融機関等へ提出する必要があります。

◇結婚・子育て資金

- (1) 結婚に際して支払う次のような金銭(300万円を限度)をいいます。
 - ① 挙式費用、衣装代等の婚礼(結婚披露)費用(婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの)
 - ② 家賃、敷金等の新居費用、転居費用(一定の期間内に支払われるもの)
- (2) 妊娠、出産及び育児に要する次のような金銭をいいます。
 - ③ 不妊治療、妊婦健診に要する費用
 - ④ 分べん費等・産後ケアに要する費用
 - ⑤ 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料(ベビーシッター代を含む) など

注:結婚・子育て資金の範囲等に関する情報については、内閣府ホームページ(www.cao.go.jp)に掲載されています。

行事予定

平成27年11月～平成28年1月

日 時			行 事 (会 議)	開催場所
11月	9日 月	14:00	調査部所管法人税務研修会(豊田)	名鉄トヨタホテル
	11日 水	14:00	資産税セミナー 第2回	豊田商工会議所会館 2F 多目的203
	13日 金	15:00	納税表彰式	名鉄トヨタホテル
	16日 月	14:00	法人税セミナー(上級) 第3回	豊田商工会議所会館 2F 多目的203
	17日 火	14:00	税務会計講座 第3回	豊田商工会議所会館 2F 多目的203
	18日 水	14:00	広報委員会兼会報編集会議(第5回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	19日 木	15:00	女性部会・税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	19日 木		全国青年の集い 茨城大会(～20日)	茨城県民文化センター
	20日 金		全国青年の集い 茨城大会	茨城県民文化センター
	20日 金		生活習慣病予防健診	高橋コミュニティセンター
	21日 土		生活習慣病予防健診	高橋コミュニティセンター
	24日 火	14:00	女連協 創立30周年記念事業	名古屋東急ホテル
	24日 火	10:45	厚生委員会(第3回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	24日 火	11:15	福利厚生制度推進連絡協議会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	24日 火	11:45	福利厚生制度推進連絡協議会懇談会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	25日 水	14:30	青年部会・正副部会長会議	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	25日 水	16:00	青年部会・税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	25日 水	17:15	青年部会・懇談会(情報交換会)	キッチンこば軒
	27日 金	15:00	稲武支部・税務研修会	稲武商工会
	27日 金		青年部会・企業視察研修	神戸方面
	28日 土		青年部会・企業視察研修	神戸方面
	29日 日	10:00	青年部会・租税教育	大林小学校 体育館
	30日 月	14:00	業種別(自動車部会)税務研修会 豊鉄&大豊工業	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202
12月	1日 火	14:30	愛知県法人会運営研究会	ホテルキャッスルプラザ
	2日 水	13:30	高岡支部・支部税務研修&講演会	高岡コミュニティ(予定)
	3日 木	14:00	業種別(自動車部会)税務研修会(FTS/豊生アル・工業)	
	7日 月	14:00	業種別(自動車部会)税務研修会(協豊製作所/アパックス高丘)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201～203
	9日 水	18:00	上郷支部・税務研修会	
	10日 木	15:00	組織委員会兼支部長会議(第4回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	10日 木	16:00	正副支部長会議(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室403
	14日 月	14:30	県連 税制講演会	ウインクあいち
	14日 月	16:00	女性部会・役員税務研修会	ホテルトヨタキャッスル
	16日 水	14:30	業種別(建設業部会)税務研修会	豊田建設業組合会館
	17日 木	10:30	広報委員会兼会報編集会議(第6回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	18日 金		事務局役職員研修	未定
	21日 月	16:00	足助支部・税務研修会	足助商工会館 会議室
1月	12日 火	14:00	法人税セミナー(初級) 第4回	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	13日 水	14:00	税務会計講座 第4回	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	14日 木	14:00	法人税セミナー(上級) 第4回	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	15日 金	14:00	総務委員会 第4回	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	15日 金	14:00	決算期別説明会(12・1・2月)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	18日 月	14:00	正副会長会議(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	18日 月	15:00	常任理事会(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室403
	19日 火	16:00	県連・理事会、理事/委員合同賀詞交換会	名古屋東急ホテル
	21日 木	16:00	理事会(第3回)	ホテルトヨタキャッスル
	21日 木	17:15	理事会・懇談会	ホテルトヨタキャッスル
	27日 水	14:00	専務理事等会議	大同生命ビル 2F・ホテルキャッスルプラザ

新会員紹介 | 平成27年7月～10月

(有)エヌワン	豊田中	テービーテック(株) 花本事務局	猿投
(有)スギモト業務店	高橋松平	(株)愛知銀行 豊田浄水支店	猿投
(株)マエダ	高橋松平	(株)アクトメタル	高岡
ソーワ建設(株)	七州	(株)金剛製作所 若林木の前工場	高岡
(有)三愛設計	七州	(有)ハマウチ	高岡
テービーテック(株) 工機事務局	豊南	(有)四ツ葉トラネット	高岡
三井住友海上火災保険(株) 名古屋企業営業第一部	豊南	(医)成信会 さくら病院	上郷
(株)エルボット	豊南	(株)平林仏壇店	上郷
(株)トヨタレンタリース名古屋 三河営業所	豊南	協豊ファクトリーサービス(株) 加茂工場	足助
(株)司東海	豊南	(株)ロイヤルフレンドシップ	下山
(株)オー・エヌ・オー	豊南	(株)美術生活	小原
トヨタホーム名古屋(株) アトリスとよた営業所	豊南	グリーンフィクス(株) 三好工場	みよし
トヨタホーム名古屋(株) 豊田店	豊南	(有)エムエスケイ企画	みよし

キリトリ

公益社団法人
豊田法人会 宛

登記事項等異動連絡票

平成 年 月 日

会員名			異動日	平成	年	月	日
異動事項	変 更 前		変 更 後				
所在地	〒 ー		〒 ー				
フリガナ 法 人 名							
フリガナ 代 表 名							
電話番号							
FAX No.							
資 本 金	万円		万円				
業 種 目							
組織変更							
決 算 期	月期		月期				
そ の 他							

※該当事項をご記入のうえ、豊田法人会事務局までご連絡願います。
(公社)豊田法人会 事務局／豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所会館 4F

受付

難攻不落

死亡保障
高度障害保障
傷害致死障害保障
傷害医療費用保障
傷害休業保障
入院保障
手術保障
傷害通院保障
放射線治療保障
疾病入院医療費用保障
疾病入院療養一時金保障
事業承継相談費用保障

経営者さまを取りまぐリスクは一つではありません。
多くのリスクに対応するためにはいくつもの保障が必要です。
重責を担う経営者さまを守る、
数々の安心を一つにまとめた総合保障をぜひお役立てください。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

法人会会員のみなさまに
経営者大型総合保障制度
企業保障プラン 総合型V+Mタイプ
(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険) (大同生命の無配当総合医療保険)

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

DJIDO 大同生命

三河支店 豊田営業所/愛知県豊田市小坂本町1-5-10
(矢作豊田ビル5F) TEL 0565-34-0200

AIU
Member of AIG

AIU保険会社

名古屋支店/愛知県名古屋市中区錦2-4-15
(ORE錦二丁目ビル11F) TEL 052-857-2020

- ◎この資料は平成27年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

[F-27-1002(平成27年8月28日)]

公益社団法人
豊田法人会

〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地
(豊田商工会議所会館 4F)

Tel: 0565-33-1314 Fax: 0565-33-6230

E-mail: main@toyotahojinkai.or.jp

発行日/平成27年11月15日

<http://www.toyotahojinkai.or.jp>